

東大阪市中部地域及び西部地域巡回型乗合交通運行業務委託仕様書

1. 名称

東大阪市中部地域及び西部地域巡回型乗合交通運行業務(以下、本業務という。)

2. 目的

本業務は、東大阪市が道路運送法第78条第2号に基づき実施する自家用有償旅客運送の社会実験において、車両の運行及び運行管理を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)までとする。ただし、本業務に係る令和9年度予算措置がなされた場合、市と本業務を受注した事業者(以下、「受託者」という。)は、双方合意の上、契約を運行開始日から1年を超えない期間で延長することができる。なお、運行開始日は協議の上決定するが、令和8年9月当初からの運行開始を基本とすること。

4. 委託業務

受託者は、道路運送法、道路運送法施行規則、関係法令、関係通達、関係告示、国のマニュアル等を遵守するものとし、本市が次に指定する仕様のとおり業務を行なうこと。

(1) 車両運行業務

① 運行方法

- ・道路運送法第78条第2号の規定に基づく自家用有償旅客運送(事業者協力型)
- ・本業務実施にあたっては、別紙により定めた区域において、別途定める路線を各1台で定時で往復し、路線上に定めた乗降地において利用者の求めに応じて停車し、利用者を乗降させる。

② 運行日時

- ・運行日:月～金曜日(祝休日及び年末年始12月29日～1月3日を除く)
- ・運行日数:最大138日
- ・運行時間:9時00分から18時00分までの1日9時間(うち1時間を休憩時間とする。また、車庫から起終点までの往復時間、点呼等の時間を除く。)
- ※交通状況等により、当該時間帯を超過した場合であっても、運行中の便については、終着停留所まで運行するものとする。
- ・運行本数:各路線1日あたり5往復以上とし、協議の上決定する。

③ 運行区域

- ・別紙のとおり。

④ 車両

- ・市は本業務の実施期間中、車両2台を無償貸与する(8人乗り自動車を想定。受託者の責による故障等の場合、代替車両を受託者において用意すること。代替車両の車種等については、使用開始の前に市

の承認を得ること。)

- ・自賠責保険は市で加入する。
- ・公租公課は市が負担する。
- ・車検(継続検査)の受検は市が負担する。
- ・受託者は、国土交通省通達「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(令和6年9月30日付 国自旅第199号 物流・自動車局長発出)」とその関係告示に記載の基準を満たす任意保険に加入するほか、搭乗者(保険金額3,000万円以上)や運行車両(一般条件、保険金額時価額以上)を補償範囲に含める任意保険にも加入すること。

(2) 運行管理業務

① 運行管理者

- ・受託者は、国土交通省通達「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(令和6年9月30日付 国自旅第199号 物流・自動車局長発出)」に記載の要件を満たす運行管理の責任者を選任すること。

② 運転手

- ・受託者は、普通自動車第二種運転免許または、国土交通省通達「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(令和6年9月30日付 国自旅第199号 物流・自動車局長発出)」の要件を満たし、普通自動車第一種運転免許を取得後2年が経過し、運転手雇用以前の2年間無事故かつ免許停止処分を受けていない者を運転手とすること。
- ・受託者において運行日及び運行時間を網羅できるだけの運転手を用意すること。
- ・運転手の研修、教育、訓練、管理監督は受託者がその責任において行うこと。

③ 運行管理

- ・受託者は、国土交通省通達「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(令和6年9月30日付 国自旅第199号 物流・自動車局長発出)」に基づき、運転手の疾病、疲労、飲酒その他、運行の安全が確保される状況にあることを日々の業務の開始前および終了時に対面により確認し、市が指定する書式で記録簿を作成し保存すること。ただし、対面での点呼が難しい場合、市と受託者で協議の上、遠隔点呼による確認も可能とする。

(3) 車両管理業務

- ・市より貸与された車両は、受託者の負担により、車両を受託者の営業所に持ち帰り、本業務を安全かつ確実に遂行できる状態を維持できるよう、適正に点検、整備、管理を行うこと。
- ・車両が受託者の責めに帰すべき理由で故障及び破損、損耗した場合には受託者の負担において修理交換を行うこと。
- ・運行開始前には車両の点検及び清掃を行うこと。

(4) 運賃収納委託業務

- ・運賃は利用者乗車時に所定の金額の收受を行い、適正に管理すること。なお、徴収する運賃の額は、市より別途通知する。
- ・受託者は、地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務取扱者の指定を受けるため、地方自治法施行規則第12条の2の12第1項に基づく申出書を提出するものとする。
- ・利用者の求めに応じて、適格請求書を発行すること。なお、適格請求書を発行した場合は、当該適格請求書の写しを速やかに本市に提出すること。
- ・運賃は原則、現金での收受とする。ただし、受託者がキャッシュレス決済にかかる手数料を負担する場合は、現金での收受に追加しキャッシュレス決済を導入することも可能とする。
- ・キャッシュレス決済により支払われた利用者の人数及び金額についても同様に管理すること。
- ・徴収した運賃は毎日集計を行い、運賃に不足が生じた場合は、受託者が負担すること。
- ・運行終了後から翌日運行開始前までの現金の管理は適切に行い、車内に留置しないこと。
- ・收受した運賃は、次号に示す月別実績報告書に記載の上、市に提出すること。また、市において齟齬がないことの確認を受けた後、市の指定する方法により、当該月の翌月末までに市に納付すること。
- ・釣銭不足、誤徴収、返金その他運賃徴収に関して生じた問題については、受託者の責任により対応するものとし、市はその責任を負わないものとする。
- ・運賃収入の納付にかかる手数料その他必要な費用は、受託者の負担とする。

(5) 報告書の作成・提出

- ・日毎の利用者数、利用した車両及び運転手を記載した運行日報並びに、運賃の種別、金額を集計した運賃日報を作成すること。また、これらの書類は、市の求めがあれば速やかに提出すること。
- ・毎月末日時点での本業務の月別実績報告書を作成し、運行を行った月の翌月の10日まで（10日が閉庁日の場合は翌開庁日まで）に市に提出すること。
- ・本業務の年度別実績報告書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。
- ・人身・物損・自損事故があった場合は、対応の経過を逐一記録し、速やかに市に報告すること。
- ・乗客やその他周辺住民とのトラブルがあった場合は、速やかに市に報告すること。
- ・その他、本市が求める事項について、報告を書面または口頭により速やかに行なうこと。

(6) その他

- ・受託者は市に対し、運行ダイヤの作成等、運行に関する助言と協力を行うこと。
- ・利用促進、運行経費の削減、収入の増加につながることについては、市と受託者が相互に提案し、双方協議の上行うこと。

5. 実施状況の管理

- ・受託者は、本業務を実施するにあたり、業務責任者を定め、業務に関する代表者として連絡体制を整備し、緊急時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにしておくこと。
- ・受託者は本業務を実施するにあたり、本業務の実施状況を常に適切に管理し、整理しておくものとする。

6. 留意事項

(1) 本業務の実施

本業務の実施にあたっては、本市と綿密な打ち合わせを行い、信義則に従い誠実に実施するものとする。

(2) 本業務の再委託

受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、本市と協議の上、承認を得た場合はこの限りではない。

(3) 事故対応及び損害賠償について

受託者は、乗合交通の運行により交通事故等の不測の事態が発生した場合は、利用者及び関係者の安全確保を最優先して当該処理の収拾を図るとともに、速やかに本市に報告すること。受託者は、乗合交通の運行により、利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受託者の責任においてすべての問題を解決し、損害を賠償しなければならない。また、受託者は、本業務の履行中において本市又は第三者に害を及ぼした場合、本市又は第三者に責がある場合を除き、その責を負うものとする。

(4) 苦情等の対応

利用者等からの苦情、意見、質問等の処理に関する体制を整備し、受託者において誠意をもって対応すること。

(5) 緊急時等の対応

災害時（異常気象などを含む）の運行については、その都度本市と協議して決定する。ただし、緊急もしくは運行中に不測の事態に遭遇した場合は、受託者の判断において対応し、速やかに本市に報告すること。なお、これらの理由により、運休または遅延となる場合は、その旨の利用者への周知に努めること。

(6) 利用者の個人情報及び情報資産

個人情報の取扱いに関する特記仕様書に基づき適正に管理すること。

(7) 社会実験の終了について

利用者が少ない場合等、利用状況により社会実験の継続が困難な場合は、運行を終了する場合がある。

(8) その他

- ① 運行開始日の延期、災害その他の理由により運行しない日が生じた場合、運行経費の一部を減額する場合がある。
- ② 本業務の運営を目的とした寄付金等は、全て市の収入とする。
- ③ 令和9年2月19日までの委託料を、令和9年2月26日までに支払うものとする。したがって、受託者は、令和9年2月19日までの実績報告書を2月22日正午までに提出すること。受託者は検査完了の通知を受領後、令和9年2月23日までに請求書を提出すること。なお、令和9年2月20日から令和9年3月31日までの委託料は、委託期間終了後一括払いとする。
- ④ 受託者は、車両内部若しくは車体に広告を掲示しないこと。
- ⑤ 市が利用者に対して実施するアンケート調査等に関して、可能な限り協力すること。
- ⑥ その他、この仕様書に定めのない事項や、本業務実施過程において疑義が生じた場合は、速やかに本市に報告、協議を行い、決定するものとする。